

# 認可外保育施設利用者補助金の手引



## 概要

認可外保育施設に市民税課税世帯の3歳未満のお子さん(令和3年4月2日以降に生まれた乳幼児)を預けている保護者に対して保育料等を助成します。

## 対象者等について

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ・君津市に在住し、かつ住民票があること

### 1 補助対象通園児について

- (1) 令和3年4月2日以降に生まれた市民税課税世帯の3歳未満の乳幼児
- (2) 対象となる保育施設に原則として平日は午前7時～午後8時(土曜は午後7時まで)の間で1日4時間以上かつ月16日以上通っていること  
(なお、一時保育及び夜間保育は対象外です。)  
※対象の保育施設については2ページを参照してください。
- (3) 認可保育所・認定こども園・幼稚園に在園していないこと

### 2 補助対象者(保護者)について

保護者のいずれもが次のいずれかに該当していること

- ① 就労…月64時間以上働いていること
- ② 出産…出産月とその前後2か月が対象  
多胎児妊娠の場合は出産月とその前4か月、後2か月が対象
- ③ 疾病・介護・看護…入院での完全介護の場合は対象外
- ④ 在学…大学・専門学校等に在学していること

## 対象保育施設について

法人立・個人立を問わず、児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設であること  
※ただし、次のいずれかに該当する施設は除く

- (1) 従業員の乳幼児のみが利用できる施設
- (2) 店舗その他の事業においてその顧客の乳幼児を一時的に預かるために設置する施設
- (3) 期間を限り臨時に設置された施設
- (4) 親族間で乳幼児の預かり合いを行うもの
- (5) 乳幼児の定員が5人以下の施設

施設の所在地は市内・市外を問いませんが市外の施設に通園している場合は、第1回の申請時にその施設のパンフレットと料金表を提出してください。

## 補助金額について

### 1 補助金額について

保護者が負担した、月額保育料と昼食代の合計が対象となります。補助金額は1か月当たり**最大20,000円**です。

### 2 補助金額の算定

補助金は月額により算定し、保護者が負担した対象経費から補助対象通園児が市立保育園に入園したものとして、君津市保育料基準表で算定した保育料月額相当額を対象経費から差し引いた額(最大20,000円)とする。

- (例1) 対象経費(保育料+昼食代)が60,000円、君津市保育園保育料算定額が32,300円の場合  
→ $60,000 - 32,300 = 27,700$ 円  
→最大20,000円のため、補助額は20,000円
- (例2) 対象経費(保育料+昼食代)が60,000円、君津市保育園保育料算定額が43,800円の場合  
→ $60,000 - 43,800 = 16,200$ 円  
→差額分が対象となるので、補助額は16,200円

### 3 兄弟姉妹がいる場合

兄弟姉妹が次のいずれかに該当している場合、君津市保育園保育料算定額が変わることがあります。

- ① 認可外保育施設を利用し補助金の申請をしている
- ② 認可の保育園又は幼稚園に通っている
- ③ 職場に連れて行っている

## 申請について

補助対象者(保護者)からの申請に基づき、交付します。必要書類を添付して、君津市健康こども部保育課へ定められた期間に提出してください。

### 1 提出書類について

- (1) 君津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書  
家族構成については、同居しているご家族全員をご記入ください。
- (2) 通園及び保育料等領収済証明書  
認可外保育施設に証明していただき、添付してください。
- (3) 交付要件(父・母の状況)確認のための書類
  - ・ 就労…就労証明書(勤務先に証明していただく書類)
  - ・ 出産…出産日を証明するもの(母子手帳の写し等)
  - ・ 疾病・介護・看護…主治医の意見書又は医師による診断書
  - ・ 在学…在学証明書及びカリキュラム
- (4) 君津市認可外保育施設利用者補助金交付請求書

- (5) 在園証明書等(該当者のみ)  
申請対象児童の外に小学校就学前の兄弟姉妹がいる場合、保育状況を確認させていただいたのち、在園証明書等を提出していただくことがあります。
- (6) 委任状(該当者のみ)  
申請者名と口座名義人が異なる場合、申請の都度必要となります。夫婦や同居の親族であっても必要となります。その際は委任者と受任者は別の判子を使用してください。

## 2 記入上の注意点

- ・ 申請書裏面も必ず記入してください。
  - ・ 黒のインクボールペンを使用してください。(消えるボールペン不可)
  - ・ 請求書の金額と日付は記入しないでください。
  - ・ 記入を訂正する場合、修正液等は使用しないでください。訂正する場合は二重線で消し、訂正印を押してください。訂正印は申請書、請求書に使用したものと同一のものを使用してください。
- ※ただし、金額、入園日数の記入については訂正印は不可とします。

## 3 申請受付期間について

申請は下記の期間で年4回必要となります。期をまたがったの申請(例:6月と7月分の申請)は、それぞれの期ごとに書類を分けて提出してください。  
第4期については締め切りが4月15日までと短くなっております。申請期間を過ぎるとお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

	利用月	申請受付期間	振込月(予定)
第1期	令和6年 4月分から 令和6年 6月分まで	令和6年 7月 3日から 令和6年 7月31日まで	令和6年 8月下旬
第2期	令和6年 7月分から 令和6年 9月分まで	令和6年10月 1日から 令和6年10月31日まで	令和6年11月下旬
第3期	令和6年10月分から 令和6年12月分まで	令和7年 1月 4日から 令和7年 1月31日まで	令和7年 2月下旬
第4期	令和7年 1月分から 令和7年 3月分まで	<b>令和7年 4月15日まで</b> <b>※申請書等の日付は、必ず</b> <b>令和7年3月31日付けとすること</b>	令和7年 5月中旬

〒 299-1192  
君津市久保2丁目13番1号  
君津市 健康こども部  
保育課 保育係  
電話：0439-56-1184(直通)



## 認可外保育施設利用者補助金 Q&A

Q1 求職中のため、子どもを認可外保育施設に通園させたいと考えていますが、補助金の交付を受けることは出来ますか？

A1 求職中については、補助対象となりません。

Q2 子どもが風邪をひいたため、今月の認可外保育施設への通園日数が15日間でした。今月分に交付を受けることが出来ますか？

A2 傷病により利用時間・日数が不足した場合、該当不足日に医療機関で受診したことがわかる書類及び施設が作成した登園簿等をご提出いただくことにより、補助対象になる場合がございます。

Q3 補助対象となる子どもが2名いますが、申請書等はそれぞれ必要ですか？

A3 補助対象となるお子さんごとに申請書等は必要ですが、交付要件確認のための書類は1部で結構です。

Q4 補助金の交付申請をしたのですが、通知等は来ますか？

A4 申請を受け付けた後、申請者に対し「君津市認可外保育施設利用者補助金交付決定(却下)通知書」を送付いたします。

Q5 現在、子どもが認可外施設に月極で利用しています。契約時間内に迎えに行けるときはいいのですが、仕事の都合により契約時間を超え、延長保育として延長料金を支払い利用していることもあります。この延長料金は補助対象となるのでしょうか？

A5 延長保育利用料金は、補助対象となります。平日は午前7時～午後8時、土曜は午後7時まで(祝日・日曜日を除く)が対象時間の範囲となります。

Q6 上の子が幼稚園に通っていて、下の子を認可外保育施設に預けたいと思っております。補助金額の計算方法はどのようになりますか？

A6 君津市に現在支払っている保育料の階層から計算します。

(例) 対象経費(保育料+昼食代)が60,000円、君津市保育園保育料算定額が43,800円(第11階層)の場合

→60,000-21,900円(2人目は半額の保育料)

=38,100円

⇒最大20,000円のため、補助金額は20,000円となります。

※この場合、上のお子様の在園証明書を添付していただくこととなります。

Q7 月の途中から入園した場合や、月の途中から仕事を開始した場合は、いつから補助金の交付を受けることが出来ますか？

A7 月に16日以上通園かつ就労状況が月64時間以上であれば、その月から対象となります。どのような場合でも対象者に当てはまれば交付が可能です。